

総 社 市 教 育 委 員 会 会 議 録

- 1 開 会 平成28年6月23日 午前9時15分
- 2 閉 会 平成28年6月23日 午前10時47分
- 3 場 所 総社市保健センター2階 資料展示室
- 4 出席又は欠席した委員
出席委員
委員長 林 直 人
委員長職務代理者 米 谷 正 造
委 員 小鍛治 一 圭
委 員 下 山 洋 子
委 員 三 宅 眞砂子
委 員（教育長） 山 中 榮 輔
- 5 会議に出席した者
教育次長 服 部 浩 二
参事兼庶務課長 葛 原 隆 二
学校教育課長 北 川 和 美
こども夢づくり課長 西 村 佳 子
生涯学習課長 柚 木 均
文化課長 河 原 隆
庶務課課長補佐 岩 佐 知 美
- 6 会議録署名委員
三 宅 眞砂子 山 中 榮 輔
- 7 付議事件
議案第19号 総社市第3子以降保育料無料化事業実施要綱の制定について 原案可決
- 8 議事の概要 別紙のとおり

開会 午前9時15分

林委員長 ただいまから教育委員会を開会いたします。

この教育委員会には、議案1件が付議されております。

では、まず、会議録の署名委員についてであります。会議録署名委員は、会議規則第19条の規定により、出席委員中、三宅委員、山中委員の2名にお願いします。

林委員長 では、議案第19号「総社市第3子以降保育料無料化事業実施要綱の制定について」事務局から説明願います。

西村こども夢づくり課長 【事務局説明】

林委員長 ただいま事務局から説明がありました議案第19号について質問はありませんか。

【質疑・答弁】

米谷委員 すみません、ちょっと私よく分からないんですけども、概要説明書の対象児童の『当該年度初日の前日における満年齢が0歳から2歳までの児童』というのは、すみません、ちょっとよく分からないので説明いただけたら。3歳までの子という意味だとは思うんですけど。

西村こども夢づくり課長 当該年度の初日ですので、今年度でしたら、今年度4月1日の前日における満年齢が0歳から2歳までですので、今年度途中で3歳になられる方もいらっしゃいます。

米谷委員 3月31日という表記ではなくて、行政としてはこういう表記を使う。すみません、ちょっとよく分からないので。内容はよく分かりました。聞いていて。

西村こども夢づくり課長 はい、こちらは、県の方が指定したような表記でさせていただきます。

米谷委員 はい。ありがとうございます。内容は、十分に理解できましたね。

林委員長 簡単に言うと、第3子は機械的に考えて0円にしますという話ですか？

西村こども夢づくり課長 一般的な考えで、第1子、第2子、第3子という形で、それが扶養の範囲なので、もし一番最初のお子さんが結婚されて独立されている場合は、もう扶養から外れているということなので、その場合は第2子から数えるようになりますが、基本的な考え方は、所得制限有りの状態で、普通の1、2、3という考え方になります。今までは、就学前児童の中に入っている人だけをカウントしていたものが、全体の考え方になっております。

三宅委員 この保育所とかは、4月1日生まれからになるんですか？学年は4月2日生まれからですよ？

西村こども夢づくり課長 県の方がそういう設定の仕方をしていただきますので、それに合わせないと補助がいただけません。大元に国の制度がございまして、それに合わせて県の制度がやっている形なので、県の制度については、当該年度の初日の前日における満年齢です。

林委員長 4月1日の子が損するの？その中には入りませんか？

米谷委員 就学してないからあんまり意味がないんですかね？予算的な措置がしやすいのが、当該年度が始まった日。1年生になるのは4月2日からだけど、就学してないから、という意味じゃないんですかね？難しいですね。

三宅委員 ワクチンの時困ります。

林委員長 そうですね。3歳になったらどうなるんですか？

西村こども夢づくり課長 3歳になりましたら、こちらの表を見てください。今県の無償化対象の黄色い部分をご説明申し上げたんですが、こちらが3歳になりましたら、所得が多い方になりますので、右側の青い、現行制度については今も国の制度であるんですけども、第3子のカウントの仕方が、就学前の中に1、2、3いるかどうかというカウントの仕方変わります。

林委員長 第3子は現行通り無料のまま？

西村こども夢づくり課長 この下の黄色い部分と青い部分は、所得の多い方になります。この黄色い部分については、そのうちの0歳から2歳の方が対象になります。3歳以降は、この青い部分が対象になります。ただ、この計算の第1子、第2子、第3子の計算の仕方が、この黄色い部分と青い部分で変わるわけなんです。この黄色い部分でしたら、扶養にとっていることという形になりますので、もし大学生がいたら、大学生から1、2、3という考え方をするんですが、この青い部分については、保育所でしたら、就学前児童の中に子供さんが3人おられました。それで、その一番最後の3番目の人から対象になるということです。

林委員長 なるほど、そういうことか。

西村こども夢づくり課長 ちょっと分かり辛くてすみません。

林委員長 なるほど。第1子、第2子とかそういう風な見方が変わってくるという。

三宅委員 安くなるんですよね？いいことですよ。

西村こども夢づくり課長 はい。

林委員長 お諮りいたします。

議案第19号について可決してよろしいか。

(異議なし)

林委員長 ご異議がないようですので、議案第19号については可決しました。

林委員長 次に、教育長の報告をお願いします。

山中教育長 【教育長報告】

まだ議会会期中ですが、一般質問が終わりました。一般質問では、学区の話、それから総中の不祥事、特区外教育、それから放課後児童クラブ公民館関連、だれ行きに関するものがありました。詳細は、あとで次長の方からご説明いたします。

それから、総中の不祥事の対応ですが、電話で確認をさせていただきましたが、最終的には、口頭厳重注意ということにしました。その理由は、まず学校側の事前対応が十分に実施されていたことが確認できたことです。端的に言いますと、4月1日就業後約2週間でトラ

ブル発生したわけですが、着任前に2回学校の研修をやっています。3月13日に集合研修、23日に個人を呼んで面接し、県の資料を使って不祥事の問題の説明をしています。それから4月1日には、職員会議の時に8時半から全員集まって不祥事の話をしています。さらに4日には、スマホの扱い方について、注意をしています。また5日にも職員会議で注意喚起をしています。短期間に何度も繰り返し説明をしており、これ以上やりようがないなと思ったわけです。それからもう一つは、養護教諭がちゃんとチェックをしたということ。それも始めと終わりとをきちっと点検して確認したということが、これも一応ルールで決まっているようですけども、未然防止に繋がったということです。その後の処理も、すぐに管理職に届けて、管理職、校長が本人を呼んで確認し、教育委員会と警察にすぐ届けている。21日にこの事件があって、22日に警察に届け、23日の土曜日に警察が総社中学校の現場検証と捜査に来られました。その時に証拠品としてスマホを押収されました。その後25日月曜日にまず教育委員会で事情聴取をして、報告書を作り、それからオープンにするということで、警察はその25日月曜日以降、任意で取調べるという話でしたが、火曜日に朝一番で逮捕されました。たぶん余罪があったんじゃないかと思えますけども。結果的に急遽そういうことになったと伺いました。その後すぐに全校生徒に説明し、その夜には保護者会をやって、ちょっと混乱はありましたけど、すぐに学校が落ち着いたということです。それから、学校評議員さんを中心に、地域の方々から嘆願書が提出されました。非常に学校はよくやっているの、寛大な措置をとるという内容でした。嘆願書は普通は代表者名のみですが、代表の方が評議員全員を一軒一軒回って判子をもらわれたということです。10名でしたかね？そういう経緯を踏まえて、県は文書で訓告して減給するというのが本来なんですけども、今回は市教委の判断に任せるといことになりましたので、そういう風にさせていただきました。再発防止のためにその後、5月17日と31日に非常勤教員の研修をやりました。全員研修です。それから、校長会と共同で教員のスマホの取り扱い要領について規程を作成して全員に徹底をしました。さらに、女子生徒の更衣室には、誰でも入れないように設備と管理の仕組みの見直しが必要です。これについてはハードとソフト両面で対応を考えてまいります。

林委員長 じゃあ一応落ち着いたということですね。

山中教育長 はい。落ち着いています。

よろしければもう数点ちょっと。市長からこの前国が防災訓練をやりました河川敷を、国から借り受けて活用したいということがあって、案を考えているところです。後でまた口頭で生涯学習課長の方から説明します。

それからもう一つ、陸上競技場を学校・幼稚園で有効活用するように言われているんですが、市のバスはほとんど空いてないので、市以外のバスのチャーターも含めて考えたいと思っています。

それから、インターハイが7月の終わりから始まります。

さらにもう一点、深井さんという幼稚園のOBの方から幼稚園の子供達の絵本を買って欲

しいということで、100万の寄付をいただきました。以上です。

林委員長 次に、報告事項に移ります。

では、「6月定例市議会報告について」事務局から説明をお願いします。

服部次長 【事務局説明】

林委員長 ただいまの事務局の説明に対するご意見等はありませんか。

【質疑・答弁】

小鍛治委員 学区区の質問のことなんですけども、柔軟に対応するというので、今後例えば、選択したいという相談があったりすると、そこで対応されるということですか？

服部次長 今でも校区外に認める場合というのを何項目か定めておまして、これはいわゆる運用の部分になりますけども、主に、例えば中学生でありますと、部活動がこちらの学校にないので、学区外なんだけれどもこちらの学校に通いたいとか。あるいは、新しく境界辺りに転居してきて、地域とのお付き合いが薄いような場合は、距離的なものがやっぱりありますし、そういった場合、特例で、本来の校区外を認めてさしあげる。あるいはもう、元々通っておった学校内でトラブルがあって、いじめとかですね、子供さんが通えないような状況になった場合に、教育的な配慮で、隣接する校区を認めてあげることがあります。あと当然、兄弟でバラバラということはいけませんので、例えば、弟さんがそういう事情でこちらの学校に変わった場合、お兄ちゃんもじゃあ一緒に学校に通いましょうということも認めることはあります。ケースバイケースなんですけれども、ある程度理由の線引きは必要ですので、項目立てはしております。で、その項目に触れるかどうかという部分も出てくるんですけども、特に、学校に通えなくなるというのが一番いけないので、そういったストレスの問題の部分を解消できるのであれば、校区外のものもケースに応じて認めていこうという考え方になっておりますので、その辺りはケースバイケースでご相談を受けて、学校なり教育委員会が子供さんの声を聞きながら判断するということになると思いますけども。ですから、柔軟にというのはそういう意味合いでございます。

小鍛治委員 保護者の方が、私も井尻野幼稚園で中央小学校なので、もうすごい情報が混乱して、せっかくお家を引越ししたりお家を建てたのに、実は蓋を開けたら違う学区区だったというのが実際にあって、そこで相談するんですけども、ルール上に則ってご苦労されている方もたくさんおられるので、そこら辺の対応をですね、保護者の方の不安を取り除いてあげられたら一番いいんじゃないかなと思います。部活動とかあると思うんですけど、部活動というよりは、やっぱり学校へ上手に通えるような方法をとってあげるのが一番なのかなと思います。

服部次長 ありがとうございます。たしかに子供さんというのは、集団生活のグループがそのままずっと持ち上がっていくというのは、学校生活がスムーズに行く部分だと思いますので、今委員が仰ったように、幼稚園とか小学校まで同じグループにいて、次のステップで違うグループにまた入ると、非常に入り難くなりますし、その辺の事情を抱えているケースと

というのは結構散見されますので、そういうところにもケースバイケースの対応というのをさせていただけると思いますし。あと、校区の線引き、それから、そういった特殊な除外規定があるということを周知できていないということもかなりあるように聞きました。ここに決まっているからもうしょうがないんだという風に我慢して通われているお子さんがおられる一方、そういったご相談を受けて、ああこっちに変われるんだということになったお子さん。お隣同士で相違が発生して問題になってしまうということもありまして、どうなっているのかというようなことも電話でもあったようですので、学校にもケースケースでの対応が可能というようなことを特に周知させていただいて、ご相談をなるべく受けるようにすることが重要なことを思っておりますので、そのような取り組みをしていきたいと思っております。

林委員長 他にどうでしょうか？

米谷委員 放課後児童クラブについて、これから徐々に対応していくということなんですけれども、あと地域放課後子ども教室とかあって、県とかそれとの連携とかよく言われていますよね？同じようなものを全ての子供達にということで、繋げばある程度、どう言うんですか、例えば3年生は親しか見れなかったけど4、5、6年生は教室の方で地域で誰か面倒を見れるとか、宿題ができるとか、なんかそういうことをこれからやっていく必要があるのではないかなと思います。

服部次長 ありがとうございます。まさしくその通りのお話でございます。放課後児童クラブという枠にはめてやろうとしますと、当然、条件とかいろんな制限があります。一方では、今仰ったような、放課後子ども教室という事業もありまして、同じように子供の居場所を提供する事業であるんですけど、所管省庁が違う関係で、全く条件的に、料金をいただく位だかないとか、自由に出入りできる、支援員の目を必ずつけるとかという、ミックスし難いような垣根が実はあります。で、実はそういったものを少し取っ払ってやっていこうという風にやっていただいている例も、昭和でございまして、今回の放課後児童の問題をこれからどう考えるかということにつきましては、一つのモデルケースという風にも捉えておりますし、予算のこととか入札のこととか考えますと、いろんな制度を上手く利用して、総合的に考えないといけない。ルールだからもう切り離して、これはこれ、あれはあれという風にやっていきますと、たぶん現実の対応が難しくなって参りますので、ある程度総社流の、ルールに違反するわけにはいきませんが、柔軟に考えられるところは柔軟に考えて、新しい考え方を導入しながら、子供さんの居場所を、安全に居れる場所作りというのを考えていけない。そういったいろんな意見を集めて、こういう方針でやりますよというのをこれから検討したいというのが本音でございまして、本当に、色々ご意見を頂戴すれば我々も一歩前へ踏み出せますので、よろしく願いいたします。

林委員長 他にどうでしょうか？

小鍛治委員 質問で、私も調べてないので分からないんですけど、放課後児童クラブで、定

時まであって、そこまでは料金が決まっています。で、延長する場合は延長の料金を払って、それで子供を見てもらうんですけど、その延長料金が一ヶ月まとまると、非常に高額になります。保護者の方がびっくりしたっていうのは聞いたことがあるんですけど。その辺のことは、分かりますでしょうか？

西村こども夢づくり課長 延長料金は、クラブ毎にいろいろ違うんですが、1日幾らでありますとか、月幾らでありますとか、という風になっているようです。1日幾らにしますと高くなるので、月幾らで月でずっとしていただければ、やはりお安くなるという形になっているようです。例えば、総社のひまわり児童クラブ、総社小学校区のところ、延長1回が500円。延長が月でしたら1500円とお聞きしています。常盤のたんぽぽクラブでしたら延長1回が200円で、月でしたら1200円。高い所は月が5000円と、いろいろバラバラしています。1回でしたら200円ぐらいから500円ぐらいまでの間の所があります。

小鍛冶委員 途中変更とかってできないんですか？預かり保育は、途中で変更ができますよね？安い方に変更できるような。今はもうないんですか？

西村こども夢づくり課長 変更ができるかどうかは、それぞれのクラブが決めていることです。その辺また確認したいと思います。ちょっと今手持ち資料がございませんので、申し訳ありません。月単位でしたらたぶん変更できるんじゃないかと思えますけれども、ちょっとまた調べてみます。

服部次長 すみません、ちょっと補足と言うか、実は今申し上げたように運営母体毎にかなりやり方が違います。いただく料金も地区毎に違うというのがありまして、その差もかなり開いているような現状もあるようです。で、私共から補助として出している基準というのはあるんですけど、人件費なり、子供の手の掛け方なりのコストが違うということで、今は認めているんですけども、その辺りも、先ほど申し上げた大きな更新の中で、ある程度の基準、統一の料金設定であるとか、小鍛冶委員が仰ったようなケースをどういう風に扱うのかというのも、全く統一はできないかもしれませんが、一定の枠の中には収められるような方針を示して、それに順じていただくような働きかけがまだ十分できておりませんので、その辺りも合わせて進めていきたいという風に考えております。ありがとうございます。

林委員長 次に、「高木聖雨書展」外について事務局から説明をお願いします。

河原文化課長 【事務局説明】

林委員長 ただいまの事務局の説明に対するご意見等はありませんか。

【質疑なし】

柚木生涯学習課長 【高梁川の河川敷グラウンドの借用について説明】

林委員長 ただいまの事務局の説明に対するご意見等はありませんか。

【質疑・応答】

下山委員 以前市の方で芝生を張られた部分はまだそのままですかね？というのが一件と、それから、夏祭り等もあそこであったんですけど、グラウンドができる前の今年の夏祭りは

あそこですか？

柚木生涯学習課長 今あるグラウンドはそのままです。下の下流の部分なんで、前、下に降りて行った所に車の駐車場があったと思うんですけど、あれより下流なんです。ですので、夏祭りは上流でできます。で、下流の方を今度新たに芝生を張って、またグラウンドを広げていこうという段階なんで。

山中教育長 トイレを作るんでしょ？女子トイレを土手の東側に。中に永久構造物は作れないので。外にきれいなトイレを作る。でないと女性が使わない。

柚木生涯学習課長 今考えているのが、トイレを作るのに用地から下水引いたりしたら、5000万近くかかります。

山中教育長 市長の意志が固いのだから、その方向で考えるべき。

柚木生涯学習課長 実はサッカー場に、西中がサッカーの練習をするとさっき言われたと思うんですけど、この間見に行ったら、東中の中学生もやっていましたので。今、サッカーの方と相談してるんですけど、堤の外側に水洗の公衆トイレを作りたいんですけど、5000万円かかるんです。それでしたら、もしかしたら今の仮設トイレをきれいなトイレ。今フレヴァンからレンタルしているんですが、市が買ってですね、それ用にお金を出して、今より頻繁に掃除をすとか、それから個数を増やすとか、そういった対応でもいいのかなというので、ちょっと投げかけてはいます。一番いいのは、1個良いトイレを作って、きれいな仮設トイレをたくさんするのがいいんでしょうけど、やっぱりそれだとかなりコストがかかってしまいますので、その辺のことを検討しています。堤外に水洗トイレを1個作ったら、そこへ行くのに、1キロ以上あるんです。その中で1個だけ外というのも使い勝手が悪いのかなと思いますので。今仮設トイレが5基あるんですが、それを例えば8基、10基にして、お金をかけて頻繁に掃除をしてきれいにした方が利用者のためにはいいのかなという気もしております。

山中教育長 要するに、女性が使わないとだめなんです。汚いと使われない。結局使う人は、グラウンドゴルフの人など女性が多いから、ある程度その近くは固定トイレをコストを安くして作る必要があります。

柚木生涯学習課長 グラウンドゴルフの方とも話をしたんですけど、年配の方なので、自分の使うトイレは自分で掃除するという考えなんです。水辺の楽校とかでも使われているんですが、頻繁に掃除はされているみたいなんです。あとはサッカーでお子さんを連れてきた若いお母さん方の話になるのかなという気がしています。5000万かけて公衆用便所を作ったのに、近所の人に来て汚したら一緒かなと思いますので、それがちょっと怖い。

下山委員 それともう一件、そういう風にして利用するというのは大変いいことです。それでなんか行事があった時に、下から土手に上がる車が、もうずっと橋の所まで続いて、信号が短いから帰るのが大変で、南と北と両方に出るとか、信号が長くなるとか、あそこが少し、河原から土手に上がる道を少し考えてほしいと思います。

柚木生涯学習課長 土手へ降りる道なんですけど、多分もう今より1個増やしてもらえないと思います。北の湛井井堰の方から降りてくる道は、去年、一昨年、砂利とか入れて整備させてもらったんですが、あれをずっと南へ行きましたら、まず最初に、今はあまり使われていないオートキャンプ場があります。そこから川側に降りて行って、すごいガタガタ道を通る道です。これを今後見直して、土手の下をずっと通らせてあげたらスムーズに帰れるのかなというのがあるんですが、それをしますと、中で昔よく車でドリフトされるのが怖いんですけど。芝生を張った後はありません。今はチェーンで入れなくしてるんですけど、それはもう利用者の方のマナー、モラルの向上を願うしかないのかなという気がしております。南の信号に出るだけだったら、渋滞してどうしようもないのは皆さん分かっているので、北側の方へ出ていただくしかない。ただ、北に出てもUターンしないといけないので怖い部分はあります。国土交通省がもう一個作ってくれればいいんですけど、多分許可してくれないので、既存でなんとかやるしかないなと思っております。

林委員長 すみません、僕もちよっと質問で、河川敷の芝生は、植えたやつは生きていますかね？

柚木生涯学習課長 はい。

林委員長 大丈夫？雨の日に真砂土がどっと流れてしまったりとか。こういう時にできるのかなと、そういったきちんとした施設が。

柚木生涯学習課長 全部上から下まで芝生を張ります。途中真砂土がありましたら、真砂に水が乗ったらそこが掘れて下流の芝生の所へ乗ってしまったりよろしくありませんので、今度借りたら、一番下だけ駐車場にして、たぶんそこが真砂だと思うんですが、上は全部芝生にします。今は68000㎡の芝生の管理料が年間650万かかります。今度新しく借りる所は多分4ヘクから5ヘクありますので、500万前後ぐらいかかると思いますので、年間1000万は芝生の維持管理料に必要です。

林委員長 さっき言った施設の稼働率が問題になっているということで、もっと使えるという話もあったと思うんですけども、それとの絡みでいけばですね、増やして本当に使う人がそんなにいるのかなという感じがするんですけど。そりゃあ人口が増えていくという風なことの、働く人口が増えるということで、そういう施設も充実させていこうという話ですか？

柚木生涯学習課長 ありがとうございます。それも案の中に入れておきます。結局今使っているのはサッカーと野球なんです。この2つはスポーツセンターの方もありますので、センター利用の人がこっちへ来るだけの話なので、使う人数は一緒なので。それならプラスアルファして、最初はドックランとかも考えていたんですけど、やっぱり柵が要りますので、それはちょっと無理。そしたら、あまりお金をかけなくてもいいランニングコースですね。それでしたら、お金はもらえないですけど利用率のアップとしては見込めるんじゃないかなと。で、あそこの堤防の上に道があるんですけど、今は車が入れないようにしているんですが、あの上を走ったら割と景色がいいので、気持ちいい感じがしますので、国土交通省の方と協

議をして、チェーンを外してもらおうかなというのを考えています。下だけでも走れないことはないんですが、上を走った方が気持ちいいので。人口の件はありがとうございます。

林委員長 いえいえ。聞いただけなんですけど。

もう一件すみません。この赤米のお粥ですけど、これ栄養価とかその辺で他のお米より優れた点というのは？身体にいいとか何かないの？

河原文化課長 ちょっと勉強させてください。まあ、赤米というのは古代米なので。

米谷委員 ここに『総社からの贈り物』とか、消防署カレーとか、誰かコピーライターに頼むんですか？いや面白いなと思って。

河原文化課長 流れの中で、消防署カレーも、普通に最初できる前からしゃべってましたので。

米谷委員 こういうのをコピーで地域おこししている所があるので、で、観光で招致したりとか。良いネーミングだなと思っていたので、誰かコピー頼んでいるのかなと思って。

河原文化課長 頼んではいないんですけど。

米谷委員 年収十数億まで持っていっている所もあるので。

河原文化課長 市長協議とかの話の中で、ずっとそのままのネーミングでいっていますので。

服部次長 ほぼ素人でやっているんですけども、教育とは別になりますけども、やっぱり特産品とか農産物の振興にもなりますし、アイデアで、非常に販路の確保とか言い方で非常に大きな商売になる可能性もありますので、その辺り産業畑中心に、これに相乗りさせてもらってですね、特に保存食として大きいロットを自治体にお願いしようというのは今お話を打ちかけていますので、そうすれば幾らか保存活動の方にも収益が回せますので、2つ、3つの目的を相乗りして動いているという。

林委員長 次に、三宅委員から1件報告をしていただきます。

【パワーポイント及び配布資料より報告】

山中教育長 東中だけではなしに西中にもこれを提供したら良いと思います。

林委員長 3年生は受験があるからね。それが大きいね。予防の動機付けは。

下山委員 小学校もだいたいこういう傾向があるなと思うのが、スポ小なんかで対外試合をしたりとか、兄弟が中学校にいたりとか、ワクチンの関係、そこら辺が大きくてよく傾向が似てるなと思いました。小学校は学校全体で、「はい、何時から何時まで窓を開けましょう」とか、音楽が鳴って皆で手洗いとかあるんですけど、中学校はそこまではしないですよね？

三宅委員 でしょうね。部活の方でしっかり対策をとっていただいて。で、部活を担当している先生に聞いたら、私はペットボトルの回し飲みをしているのかなと思ったんですけど、ペットボトルは学校では禁止。水筒を持ってきて、自分の水筒取りに行くのが面倒なので回し飲みをしているとか。「先生それやめて」って言っときました。そういう風な細かいことを皆さんに知っていただいて、子供達にも。普段はやってもいいけど、インフルエンザの流行シーズンだけはちょっとやめてほしいなと思います。

林委員長 ありがとうございました。

林委員長 それでは、次回の教育委員会の日程についてであります。既にご承知のとおり、7月19日午後2時30分から開催いたしますので、ご参集願います。

林委員長 この際、8月の教育委員会の日程を調整いたしたいと思いますが、事務局から提案願います。

(8月の教育委員会について日程調整)

林委員長 では、8月の教育委員会は、8月19日午前9時15分から開催いたします。

では、これで審議がすべて終了いたしましたので、本日の教育委員会を閉会いたします。

【閉 会】

閉会 午前10時47分